

参 考 資 料

第 7 3 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築に伴う電気設備工事）…………	2
第 7 4 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築に伴う空調設備等工事）…………	4
第 7 5 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築工事）……………	6
第 7 6 号議案	工事請負契約締結の件（（仮称）消防分署東A拠点整備工事）……………	8
諮問第 3 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の件……………	10

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	あかつき園他新築に伴う電気設備工事										
2	工 事 場 所	箕面市瀬川地内										
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 9 年 1 月 2 9 日 まで										
4	請 負 代 金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	8	3	8	3	2	0	0	0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	1	6	7	1	2	0	0	0
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。												
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社 の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）										
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりとする。										
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。										
8	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条										

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づい
て、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体
協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。
この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を
保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合
は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号
箕 面 市 長 原 田 亮

受 注 者 所 在 地 大阪府箕面市栗生間谷西三丁目 2 5 番 3 号
商号又は名称 三福電設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 福井 裕司

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	あかつき園他新築に伴う空調設備等工事
2	工 事 場 所	箕面市瀬川地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 9 年 1 月 2 9 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 8 6 9 8 9 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 6 9 9 9 0 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社 の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりとする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づい
て、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体
協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を
保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合
は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕 面 市 長

原 田 亮 印

受 注 者

所 在 地 大阪府箕面市稲一丁目 5 番 3 号

商号又は名称 株式会社三原工業

代表者職氏名 代表取締役 三原 昌治 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	あかつき園他新築工事										
2	工 事 場 所	箕面市瀬川地内										
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 9 年 1 月 2 9 日 まで										
4	請 負 代 金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	5	9	2	5	4	8	0	0	0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	5	3	8	6	8	0	0	0
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。												
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社 の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）										
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりとする。										
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。										
8	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条										

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕 面 市 長

原 田 亮

受 注 者 所 在 地

大阪府枚方市楠葉並木二丁目 2 0 番 6 号

商号又は名称 誠信建設工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 國田 昌義

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	(仮称) 消防分署東 A 拠点整備工事
2	工 事 場 所	箕面市栗生外院地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 8 年 1 2 月 1 0 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 2 1 9 0 1 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 9 9 1 0 0 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社 の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりとする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕 面 市 長 原 田 亮

受 注 者

所 在 地 大阪府箕面市如意谷 2 丁目 1 0 番 8 5 号

商号又は名称 城下工務店有限会社

代表者職氏名 代表取締役 城下 義史

(以下省略)

審理員意見書

令和 7 年(2025 年) 7 月 2 2 日

〔審査庁〕

箕面市長 原 田 亮 様

箕面市審理員 藤 川 謙印

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED]（代表取締役 [REDACTED] 氏）が令和 7 年 4 月 15 日付けで提出した審査請求（箕面市長（以下「処分庁」という。）が行った令和 7 年 2 月 27 日付け箕地交第 001168-001 号による箕面萱野駅南広場タクシー待機場使用不許可決定（以下「本件処分」という。）に対するもの。以下「本件審査請求」という。）の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

1 条例の制定

北大阪急行電鉄南北線の延伸が令和 6 年 3 月 23 日に開業して箕面市域に「箕面船場阪大前駅」と「箕面萱野駅」の 2 駅が新設されたことに伴い、箕面萱野駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資することを目的として、箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例（令和 5 年箕面市条例第 3 号。以下「条例」という。）が制定された（令和 5 年 3 月 29 日公布、令和 6 年 3 月 23 日施行。ただし、箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場に関する条項は、令和 7 年 3 月 12 日施行。）。さらに、箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例施行規則（令和 6 年箕面市規則第 18 号。以下「規則」という。）が令和 6 年 3 月 21 日に公布され、条例の施行の日から施行された。

2 タクシー待機場の使用許可に係る条例の規定

条例において、箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場（以下「南側交通広場」という。）の南側タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）を使用することができる者の範囲は、「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を同法第 4 条の許可を受けて経営する者であって市内に営業所を有するものその他市長が必要と認めるもの」と規定されている。（条例第 3 条第 3 号）

また、タクシー待機場に限らずそれ以外の施設も含め、使用許可をしない場

合として「①公益を害するおそれがあるとき、②広場の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき、④前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき」と規定されている。（条例第7条）

また、使用許可の期間については、1年以内で、市長が必要と認めるときは更新することができると規定されている。（条例第8条）

これらのことから、タクシー待機場は、条例案を市議会に提案した段階で区画数が不明ではあるが、自由な利用に供するのではなく、タクシー事業者（道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を同法第4条の許可を受けて経営する者をいう。以下同じ。）に限定した上で、使用許可制度により市長が使用させるタクシー事業者を判断することが予定されていた。

3 公募に至る経緯

公募に至る経緯については、処分庁が弁明書で記載しており、審査請求人からの反論がないので、市ホームページや審査請求人の利用許可申請資料など処分庁が弁明書に添付して提出した資料や、その他当職が入手した資料のほか、概ね弁明書に記載された事項を採用することにする。（次の「4 公募の状況」以下も同様）

処分庁は、一般社団法人大阪タクシー協会（以下「協会」という。）からの情報提供等により、市内に営業所を有しない多数のタクシー事業者がタクシー待機場の使用を希望している状況を把握していた。

処分庁は、タクシー事業者からタクシー待機場の12区画を超える申請があった場合、使用許可事業者を選定する必要があるところ、条例に定める「市内に営業所を有するものまたはその他市長が必要と認めるもの」のうち、「市内に営業所を有するもの」に該当するタクシー事業者は、その当時処分庁が把握していたのは1者（以下「A社」という。）のみの状況であり、かつ、A社のみでもタクシー待機場への十分なタクシー供給が可能との想定があったことから、「その他市長が必要と認めるもの」を考慮しない場合、全区画がA社のみとなる可能性があると考えていた。

また、処分庁は、A社を含む複数のタクシー事業者に使用許可を行う場合も、市内に営業所を有し、単独で本施設に十分なタクシー供給が可能と見込まれるA社により多くの区画数を割り当てることには合理性があるとの認識であった。複数のタクシー事業者が共同で使用許可申請を行うことにより共同利用する手法が考えられ、共同利用を円滑に調整するためには、各タクシー事業者が加盟し、かつ、各タクシー事業者のタクシー運行状況に関する知見を持つ協会の協力が必要であると処分庁は考えていた。

そこで、処分庁は、令和7年1月16日、本施設の使用許可の決定手法を検討する段階で、協会と意見交換を行った。処分庁は、特定の事業者を優遇するのではなく、より多くの事業者がタクシー待機場の使用を可能とする手法を探るため、手法案の一つとして、特定のタクシー事業者に7枠を配分して残りの5枠を協会において調整する手法を協会に提示した。協会からは、協会としては調整に入ることはできない旨、並びに、複数のタクシー事業者による区画共用はタクシー事業者間のトラブルに繋がる恐れが高く不可である旨の回答があった。併せて、協会から、処分庁がタクシー待機場の使用者の公募を行い、各申請者の供給量の割合で許可者を決定する手法の提案があり、仮に当該手法を採用した結果として不許可になるタクシー事業者が発生し得ることについては致し方無い旨の意見も付された。

処分庁は、協会との意見交換の結果を踏まえ、使用許可の決定手法について検討を行い、公募することとした。

4 公募の状況

公募の状況については、処分庁が弁明書で記載しており、審査請求人からの反論がないので、市ホームページや審査請求人の利用許可申請資料など処分庁が提出した資料のほか、当該記載事項を採用することにする。

処分庁は、令和7年3月12日から供用開始するタクシー待機場の使用者を決定するに当たり、市ホームページにて同年1月22日から使用者を公募した。

許可対象期間は、令和6年度使用分（令和7年3月12日～同月31日）及び令和7年度使用分（令和7年4月1日～令和8年3月31日）であり、いずれも申請期間は、令和7年1月22日から同年2月9日までである。

南側交通広場の図面が掲載され、区画数は12区画である。

申請資格は、「1)道路運送法の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、箕面市内に営業所を有する者」「2)道路運送法の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、箕面萱野駅前南側交通広場に安定的にタクシーの供給が可能な者」のいずれかに該当する者である。この申請資格の決定に当たり、処分庁は、より多くのタクシー事業者から申請を受け付け、もってタクシー待機場への安定的なタクシー供給に繋げる趣旨から、市内に営業所を有しないタクシー事業者であっても、箕面市域での営業が許可されている者については、条例第3条第3号に規定する「その他市長が必要と認めるもの」に該当するものとした。

申請方法の記載の中で、各申請者からの申請が最大区画数（12区画）を超えた場合について、次のように記載していた。

『箕面市内予定運行車両シフト表』に基づき、各事業者の南側交通広場への供給量見込みの割合に応じて、各事業者への区画配分を行います。なお、区

画配分の結果、希望する区画数を下回る場合や不許可となる場合があります。」

加えて、申請書類のひとつである「箕面市内予定運行車両シフト表」（以下「シフト表」という。）の様式中、「記入方法」の欄の「注意事項」の中で、「このシフト表からタクシー待機場使用許可申請書の箕面萱野駅に対する供給能力を判断し、使用許可を決定します。」と記載していた。

なお、公募開始時に条例、規則及び上記の市ホームページ以外に公表されていたもので、使用許可決定に当たり審査基準（箕面市行政手続条例（平成9年箕面市条例第1号）第5条）に該当するものはなかった。

5 申請から本件処分までの経過

令和7年1月24日、審査請求人は、箕面市立箕面萱野駅前交通広場使用許可申請書にシフト表等の必要書類を添付して処分庁に提出した。

公募の結果、申請のあったタクシー事業者は計12者、利用希望区画数は計44区画となり、利用希望区画数が最大区画数（12区画）を超えた。

処分庁は、各申請者から提出されたシフト表に基づき、次の手順で使用許可・不許可を決定した。

- ①全曜日に配車可能な申請者を対象とした。
- ②シフト表内の「一日当たりの箕面萱野駅配車車両合計の月平均」に基づき、全申請者の月平均の合算値における各申請者の割合を算出した。
- ③上記割合に応じてタクシー待機場の総区画数である12区画を配分し、1区画以上となった申請者を使用許可者として決定した。
- ④使用許可者を対象に月平均の割合に応じて12区画を再配分し、区画配分を決定した。

審査請求人の申請内容によると、日曜日の配車がなかったため、処分庁は、上記①において使用不許可と判断した。

令和7年2月27日、処分庁は、審査請求人に対して以下の不許可の理由を付して本件処分を通知し、審査請求人はこれを受け取った。

- 「・申請者多数となり、南側タクシー待機場の総区画数を総申請区画数が上回ったため、各申請者の箕面萱野駅に対するタクシー供給力を踏まえて使用許可事業者の選定を行った。
- ・南側交通広場におけるタクシー需要に対応するためには、曜日を問わず、当広場への日々の安定的・継続的な配車が必要であるところ、申請者から提出された『箕面市内予定運行車両シフト表』では、日曜日の配車が無く、仮に使用許可を行った場合、一定の需要が見込まれる日曜日において、許可区画に恒常的な空白が生じることになる。
- ・よって、安定的・継続的な供給力の観点から、南側タクシー待機場の使用を不許可としたもの。」

なお、処分庁は、審査請求人を含む全ての申請者に対し、処分通知書を発送する際、参考資料として、使用許可者及び区画配分の決定過程を示した資料「南側交通広場 タクシー待機場使用許可事業者の決定及び許可区画数について」を添付した。

6 本件処分後の経過

令和7年3月19日、処分庁は、審査請求人からの求めに応じて、審査請求人に対して本件処分の理由や使用許可者・不許可者の決定過程について改めて説明した。（審査請求人が箕面市役所に来庁の上、対面にて説明）

審査請求人は、審査庁に対して令和7年4月15日付け審査請求書を提出し、審査庁は、同月18日付けでこれを受け付けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張（審査請求書によるもの）

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

以下①～④の理由から、本件処分については再考の余地があると判断する。選定基準の妥当性及び公平性を再検討し、当社の使用許可が認められるよう再調査を願う。

①日曜日の需要の実態と判断の整合性について

日曜日に配車がない点をもって「恒常的な空白が生じる」とされたが、当社の業務実績及び地域の利用傾向から見て、日曜日のタクシー需要は平日と比較して明らかに少ない状況にあると思われる。よって、仮に当社が日曜に待機しない場合でも、他社による補完が可能であり、需要と供給のバランスが崩れるとは考えにくいと判断している。また、実際に他社が日曜に十分な配車を行えるとの前提で選定しているのであれば、その実態と選定基準を明示いただきたい。

②供給力の比較における基準と透明性の欠如について

処分庁が行った「供給力の比較」の具体的な評価基準や選定プロセスが明示されておらず、当社としては納得性を欠く。各社の供給力に対する評価がどのように行われたのか、また「日曜日の配車がない＝恒常的な空白」と判断した根拠・数値的基準等について、透明性をもって説明を求めたい。

③柔軟な運用・共存の可能性について

当社は営業区域である北摂地域の交通インフラを担う一員として、平日においては、安定的な配車を継続して行う意志と体制を有している。待機場の運用についても、日曜の需要と供給の実態を踏まえ、共存可能な柔軟な運用が十分可能であると認識している。全体の需要と供給のバランスを

崩さずに運用できるのであれば、当社が一部曜日のみに参画することを理由に排除されるべきではないと考える。

④待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

処分庁が公募実施前に、特定の業者に対して全 12 枠中 7 枠を確保していた事実があるのであれば、これは公正な競争を著しく損なうものであり、独占禁止法に抵触する可能性がある。また、2025 年 1 月 16 日にタクシー協会の役員等が訪問した際、処分庁から「特定業者に 7 枠を配分し、残りの 5 枠は協会内で調整してほしい」との趣旨の依頼があったとされる発言については、すでに特定業者に対する優遇的な取扱いが内定していたことになり、当該行為もまた独占禁止法に抵触しているのではないかと懸念される。さらに、上記のような発言があったにもかかわらず、2025 年 3 月 19 日に弊社代表取締役が訪問し、同様の件について「公募前に特定業者に対する枠の設定を行っていないか」と直接確認した際、処分庁側から「そのような設定はしていない」と回答があった。この点に関して、協会役員への発言内容と弊社代表取締役に対する回答に食い違いがある点は極めて問題であり、処分庁の対応は行政手続の公平性及び透明性に重大な疑問を生じさせるものであり、到底看過できるものではない。

2 処分庁の主張（弁明書によるもので、上記「第 1」との重複を避けたもの）

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由に対する反論

①日曜日の需要の実態と判断の整合性について

タクシー待機場は本件処分時点では供用開始されておらず、タクシー待機場における観光ハイシーズンも含めた各曜日のタクシー需要について推測・分析するに足る十分な使用実績がない。審査請求人が主張する日曜日のタクシー需要が平日と比べて少ないとの主張については、結果としてそのような状況となる可能性は否定しないものの、処分庁はタクシー待機場における市民等の利便性の確保・向上に努める立場であり、タクシー待機場のタクシー需要が不透明な状況において、日曜日の許可区画に恒常的な空白を生じさせることは望ましくないとの判断は、不合理とは言えない。

なお、全申請者のうち、日曜日に配車を行わない事業者は審査請求人のみであった。

②供給力の比較における基準と透明性の欠如について

審査請求人は使用許可者の具体的な決定過程が不透明である旨の主張を行っているが、公募時における利用希望区画数がタクシー待機場の区画数を超えた際の対応の明示や、本件処分時における全申請者に対する具体的な決定過程を示した資料の提供、さらには、審査請求人の求めに応じて

決定過程について個別の説明も行っている。

また、「日曜日の配車がない＝恒常的な空白」については、条例上、タクシー待機場は日単位での使用許可は想定されておらず、また、使用許可者は自らが許可された区画数のみを使用できることとなっている。仮に審査請求人に対して一定の区画数について使用を許可した場合、審査請求人が配車を行わない日曜日において当区画を使用できる者がおらず、配車がされない区画が生じてしまう。

③柔軟な運用・共存の可能性について

上記①のとおり、タクシー待機場におけるタクシー需要が不透明であることから、本件処分時点で特定の曜日に空白が生じることを許容することは望ましくないと判断したもので、不合理とは言えないと認識している。

なお、今後、タクシー待機場の使用実績等が蓄積され、日曜日のタクシー需要が恒常的に少ない等の状況が確認された場合においては、今後の使用者公募に当たり、必要に応じて、使用許可手法の変更を検討する可能性については否定しない。

④待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

タクシー待機場の使用者の公募前の段階で、特定のタクシー事業者への区画数を決定していた事実は一切なく、公募により広く使用者を募集するとともに、各申請者から提出されたシフト表に基づき、使用許可者を決定していることから明らかである。

審査請求人が述べている令和7年1月16日の処分庁と協会との事前協議において、特定のタクシー事業者に7枠を配分し、残りの5枠を協会において調整する手法について、処分庁から手法案の一つとして協会に提示し、意見交換したことは事実であるが、協会からの意見も踏まえて検討を行った結果、最終的に広く公募を行っている。審査請求人の述べる「公募前の段階で、特定のタクシー事業者への区画数を決定していた事実があるのでは」との疑いは、審査請求人の誤った認識に基づくものであることは明らかである。なお、審査請求人は、処分庁と協会との意見交換の場に参加していない。

(3) 本件審査請求に対する意見

処分庁による本件処分は、条例に基づき行ったもので、かつ、使用許可事業者の決定については、タクシー待機場への安定的なタクシー供給によりタクシーを利用しようとする市民等の利便性向上を図ることを前提として、より多くのタクシー事業者が使用許可申請の機会を得られる公募を行い、客観的かつ公平性のある手法で使用許可者を決定していることから、何ら違法・不当な点はない。

〔弁明書添付資料〕

- ①：箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例
- ②：南側交通広場 見取り図
- ③：タクシー待機場の使用者公募時のホームページ
- ④：審査請求人の利用許可申請資料一式
- ⑤：箕面市立箕面萱野駅前交通広場使用不許可決定通知書
- ⑥：南側交通広場タクシー待機場使用許可事業者の決定及び許可区画数について

第3 理由

1 緒論

- (1) 本件審査請求は、南側交通広場内に設置されたタクシー待機場の使用許可申請に関し不許可処分を受けた審査請求人が、違法、不当な処分であるとして処分の取消しを求めるものである。
- (2) 問題となったタクシー待機場を含む箕面市立箕面萱野駅前交通広場（以下「広場」という。）は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条第1項）といえ、同条にいう「公の施設」に該当するものである。

公の施設の利用については、普通地方公共団体の長の許可を必要とする許可使用も認められるものの、一方、地方自治法は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではならない（第244条第2項）とし、また、不当な差別的取扱いをしてはならない（同条第3項）としている。なお、ここでいう「住民」には当該普通地方公共団体に主たる事務所の所在地あるいは本店の所在地がある法人が含まれる。また、同条第2項の「正当な理由」には、公の施設の利用者が予定人員を超える場合などが含まれる。

- (3) 同条第2項、第3項は当該普通地方公共団体以外の住民については触れていないが、他の地方公共団体の住民に対する利用の拒否ないし制限、差別的取扱いがいかなる場合も許容されるということではなく、憲法第14条の平等原則の規制は受けるし、判例も同条第3項に関し「当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、同項に違反する」（最高裁判所平成18年7月14日判決）として、同項の規律が及ぶ場合があるとしている。
- (4) かかる公の施設の使用に関する法の規律からすれば、タクシー待機場の使用を不許可とするには、正当な目的に基づき、その目的に対し合理的な基準にのっとり、判断されるべきであるといえる。

2 日曜日の需要の実態と判断の整合性について

- (1) 本件処分は、審査請求人の使用許可申請につき、日曜日に配車がなくタクシー待機場の待機枠に「恒常的な空白が生じる」ことを理由として不許可処

分としたものであるが、これに対し、審査請求人における業務実績及び地域の利用傾向から見て、日曜日のタクシー需要は明らかに少なく、仮に審査請求人が日曜日に配車しない場合でも、他社による補完は十分可能であることを理由の一つとして、本件処分の取消しを求めている。

審査請求人の主張は、具体的には、上記第1第5項「申請から本件処分までの経緯」に記載された①から④の審査手順のうち、「①全曜日に配車可能な申請者を対象とした」点が過度な条件で不合理であり、違法、不当との主張と認められる。

そこで、タクシー待機場の使用許可の可否を判断するにあたり、上記①の条件を付することが適法、妥当であるかを検討する。

- (2) タクシー待機場を含む広場は、「箕面萱野駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資するため」（条例第1条）に設置されたものであり、かかる目的は正当なものといえる。
- (3) そして、かかる設置目的からは、利用者の利便のためにタクシー待機場には常時、需要に対して十分なタクシーの供給がなされるようにすることが望ましいといえる。

上記①の条件は、上記③の条件とともに、全曜日にわたり、タクシー待機場の12区画全部に配車されるようにするための条件と認められ、常時、需要に対して十分なタクシーの供給がなされるようにするために設定された条件と考えられ、利用者の利便の確保という点からは合理性があるものと認められる。

- (4) 審査請求人の主張は、日曜日は平日に比してタクシーの需要は少なく、審査請求人が日曜日に配車をしなくとも、十分に需要をまかなえるだけの供給は可能として、日曜日に配車予定がないというだけで選考から外すのは違法、不当だとするものであるが、タクシー待機場のある箕面萱野駅は令和6年3月23日開業、タクシー待機場は令和7年3月12日供用開始であるから、タクシー待機場の使用許可申請の公募が開始された令和7年1月22日時点では、同所におけるタクシー需要について信頼できるデータは全く存在しなかったものといえる。

これに対し審査請求人のいう日曜日の需要というのは、タクシー待機場の供用がなされていない状態でのデータに基づくものと考えられ、箕面萱野駅開業及び広場の供用開始により周辺の人の流れが大きく変わる可能性を考慮すれば、タクシー待機場供用開始後の同所における日曜日の需要を測る根拠とはなりえないものである。

十分な需要予測ができない状況で、安定的なタクシーの供給をするためには、12区画の待機枠を最大限に利用する、言い換えれば、許可区画に配車が全くない空白日が生じないようにすることが重要であり、そのために、全曜日に配車予定があることを使用許可の条件としたことは合理的なものであ

り、過度であるとはいえない。

(5) よって、この点に関する審査請求人の主張に理由はない。

3 供給力の比較における基準と透明性の欠如との主張について

- (1) 審査請求人は、処分庁が行った「供給力の比較」の具体的評価基準や選定プロセスが明示されておらず、納得性を欠くと主張する。
- (2) 確かに、条例及び規則には、使用許可に関する具体的な評価基準や選定プロセスに関する規定はなく、タクシー待機場の使用者の公募に関する市ホームページの申請資格や申請者からの申請が最大区画数を超えた場合の措置についての記載は、いささか抽象的といえる。
- (3) しかし、処分庁は、審査請求人を含むすべての申請者に対し、処分通知書の送付の際に、使用許可者及び区画配分の決定過程を記した「南側交通広場タクシー待機場使用許可事業者の決定及び許可区画数」と題される資料を添付しており、また、処分庁は、審査請求人に対し、対面で本件処分の理由や使用許可者の決定過程について説明をしており、「供給力の比較」の具体的な評価基準や選定プロセスの開示はなされているといえる。
- (4) 行政手続法は、第5条第3項において、「行政庁は、行政上特別の支障がある場合を除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と規定しているが、ここにいう「公にしておかなければならない。」というのは、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではないと解され、決定過程等の説明資料の送付や、申請者からの問い合わせに対応する形で審査基準を説明することでも足ると考えられる。本件処分については箕面市行政手続条例第5条が対象となるが、行政手続法と同趣旨である。
- (5) よって、本件処分に関し、市ホームページでの説明が抽象的で分かりにくいとの指摘はありえようが、法的に具体的な評価基準や選定プロセスの開示が不十分であったとはいえず、この点について違法、不当な点は認められない。

4 柔軟な運用・共存の可能性に関する主張について

- (1) 審査請求人は、安定的な配車を継続して行う意志と体制を有しており、全体の需要と供給のバランスを崩さず運用できるのであれば、日曜日のみ配車がなされていないことを理由に排除されるべきでないと主張する。
- (2) しかし、上述のとおり、公募時点では、タクシー待機場における需要に関して信頼に足るデータはなく、利用者の利便の観点からは全曜日にわたり配車の空白になるべく生じないようにすることを重視せざるを得ず、使用許可申請が最大区画数を超える場合に全曜日に配車可能な事業者を優先することはやむを得ず、また合理的といえる。

- (3) 今後、タクシー待機場の利用が進むにつれて、タクシー利用客に関する需要データも蓄積されていくものと思われ、処分庁も、それに合わせて、今後の公募にあたり使用許可手法の変更を検討することについて否定はしないとしており、処分庁の本件処分が柔軟性を欠き違法、不当であるとは認められない。
- (4) よって、この点に関する審査請求人の主張は認められない。

5 待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

- (1) 審査請求人は、公募開始前に、処分庁が、協会との意見交換の席において、特定の業者に全 12 枠中のうち 7 枠を確保し、残り 5 枠の使用者を協会において調整するとの提案をしたことに関し、公正な競争を著しく損なうものであり、独占禁止法に抵触する可能性があると主張する。
処分庁も、協会との意見交換の中で処分庁から上記の趣旨の提案がなされたことは認めている。
- (2) しかし、実際には、タクシー待機場の使用許可に関しては、公募の形で行われており、上記の提案が実行されなかったことは明らかで、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号））に抵触するか否かを判断するまでもなく、本件処分の取消しの理由とはならない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

以上